

福島市炭々まで枝活用推進事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、全国的な果樹産地である本市の地域資源ともいえる果樹剪定枝等について、炭化器を活用して炭に変え、保肥力を高める土壌改良材としてほ場に施用することで、価格高騰が著しい化学肥料の施用低減につなげ、営農者の負担軽減を図り、併せて、野焼き等の未然防止による温室効果ガスの排出抑制と周辺環境の悪化防止を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金による取組については、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年3月29日規則第20号）（以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付対象者、交付要件及び交付額）

第2条 交付対象者及び交付要件は別表に掲げる事項とする。また、交付額は同表の下欄に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

第3条 交付要件を満たし、補助金の交付を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に代えて、炭々まで枝活用推進事業補助金交付申請書兼交付請求書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）及び炭々まで枝活用推進事業補助金交付申請に係る同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請にあたっては、規則第4条第2項の規定により規則第4条第1項各号に定める書類を省略して行うものとする。

3 補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな交付申請の受付は行わないものとする。

（補助金の交付）

第4条 補助金の交付にあたっては、規則第22条の規定により規則第4条第1項、規則第14条及び規則第17条第2項の手続きを併合して行うものとする。また、規則第5条、規則第7条及び規則第15条の手続きを併合して行うものとする。

（事業実施期間）

第5条 この事業の実施期間は、原則として事業を承認した年度の別に定める期間とする。

（他の施策との調和）

第6条 市は、この事業の実施にあたって国・県の講じている施策等との整合性に配慮するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

交付対象者	福島市内に住所を有する果樹販売農業者等
交 付 要 件	(1) 納税義務を果たしていること。 (2) 炭化器等を購入し、販売業者に対する支払いを終えていること。 (製品名と支払いの事実が確認できる書類を添付すること)
交 付 額	炭化器及び火消し蓋の本体価格(消費税等交付対象外経費分を除く)の3分の1以内とし、60,000円を限度とする。
留 意 事 項	(1) 補助対象製品は、炭化器及び炭化器用の火消し蓋とし、交付対象外経費とは下記の通りとする。 ・消費税及び地方消費税 ・配送料 ・手数料 ・加工代 ・その他交付対象と認められない経費 (2) 補助は1経営体に対し1事業会計年度につき1回のみとする。